

第 2 6 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 番、2 番)

開催期日 令和 4 年 8 月 3 0 日

第26回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月30日（火） 午後7時00分
場 所 栗山町役場第3会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
3 番 寺 雅 彦
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳
6 番 山 本 強
7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
12 番 中 島 武 博
13 番 田 村 俊 彦
14 番 大 畠 政 勝

16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

15 番 桂 一 照

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 吉 川 道 也
〃 事務局 員 中 川 圭 太
〃 事務局 員 山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	議案第 1 1 7 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
5	議案第 1 1 8 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
6	議案第 1 1 9 号	土地の現況証明願いについて
7	議案第 1 2 0 号	農用地利用集積計画（案）について
8	議案第 1 2 1 号	農地のあっせんについて
9	議案第 1 2 2 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
1 0		農業団体等報告事項

（局 長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 26 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員 17 名、欠席委員 1 名。桂委員より所用のため欠席との連絡を頂いております。

栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会 長）

皆様におかれましては、前回総会以降天気が安定せず作業に苦勞されていることと思います。コロナウイルスの状況は依然として高い水準となっておりますし、仮に感染してしまった場合農作業に大きな影響も出てくると思いますので、改めて感染対策をお願いしたいと思います。作業でお疲れの事と思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

（議 長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、1 番長尾卓也委員、2 番塚本政紀委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

（局 長）

会務報告のページをお開きください。7月28日第7回運営委員会を開催しております。8月5日農作物作況調査を町内2か所のほ場で実施しております。8月23日現地調査を、長尾委員、塚本委員、山本委員で行っております。

以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 議案第117号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第117号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は3件でございます。

番号1 所在 ○○77番地1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積29,122㎡外2筆。田2筆 14,775㎡、畑1筆 29,122㎡、合計3筆 43,897㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は平成27年11月30日、契約期間は平成27年11月30日から令和7年11月30日、解約通知日は令和4年8月16日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町○○2丁目207番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○35番地 有限会社○○○○ 代表 ○○○○でございます。

番号2 所在 ○○1247番地1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積870㎡1筆でございます。利用状況は普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は平成26年11月28日、契約期間は平成26年11月28日から令和6年11月30日、解約通知日は令和4年8月17日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町○○3丁目35番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○1341番地 ○○○○でございます。

番号3 所在 ○○164番地20 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積1,956㎡外1筆。全て畑でございまして、2筆合計2,304㎡でございます。利用状況は普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和元年11月30日、契約期間は令和元年11月30日から令和6年11月30日、解約通知日は令和4年8月17日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○22番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○36番地4 ○○○○でございます。 以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第117号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 117 号については原案どおり決定いたします。

日程 5 議案第 118 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 118 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否及び北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は 3 件でございます。

番号 1 所在 ○○366 番地 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 637 m² 1 筆でございます。貸主 栗山町字○○363 番地 ○○○○、借主 栗山町字○○363 番地 ○○○○、転用目的につきましては、農家用住宅建設に伴う永久転用でございます。

番号 2 所在 ○○4 丁目 27 番地 8 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 222 m² 1 筆でございます。譲渡人 栗山町○○4 丁目 37 番地 ○○○○、譲受人 栗山町字○○8 番地 56 ○○○○、転用目的につきましては、一般用住宅建設に伴う永久転用でございます。

番号 3 所在 ○○83 番地の内 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 135 m² 外 1 筆。全筆田でございまして 2 筆合計 255 m² でございます。貸主 栗山町字○○90 番地 ○○○○、借主 ○○町○○1133 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、転用目的につきましては、耕土改良及び土砂採取に伴う運搬路の追加となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、議案第 119 号「土地の現況証明願いについて」と併せ、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(1 番 長尾)

令和 4 年 7 月 28 日 第 25 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の 転用申請に基づき、令和 4 年 8 月 23 日に、塚本委員、山本委員、上島主幹、中川主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

農地法 5 条の転用許可申請 番号 1 につきまして、申請地は、栗山町役場の南約 2.5km に位置する農用地区域内にある農地であり、この度、申請者より農家用住宅等を建築する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので 転用することに支障はないものと認めます。次に、番号 2 につきまして、申請地は、栗山町役場の南東約 0.5km に位置する第三種農地であり、この度、申請者より一般用住宅等を建築する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので 転用することに支障はないものと認めます。次に、番号 3 につきまして、申請地は、栗山町役場継立出張所の南約 6.8km に位置する農用地区域内農地であり、この度申請者より令和 4 年 4 月 26 日付栗農第 5-99 号指令により許可した一時転用に係る運搬路を追加する旨、一時転用の許

可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

また、現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（議 長）

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）

それでは、採決に移ります。

議案第 118 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 118 号は原案どおり決定といたします。

日程 6 議案第 119 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

（事務局）

議案第 119 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は、6 件でございます。

番号 1 所在 ○○4 丁目 145 番地 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 289 m² 1 筆でございます。利用状況 宅地、所有者氏名 栗山町○○4 丁目 144 番地 ○○○○、願出人氏名 栗山町○○2 丁目 86 番地 行政書士 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 ○○239 番地、公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 3,121 m² 1 筆でございます。利用状況は 宅地、所有者及び願出人氏名 栗山町○○240 番地 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 3 所在 字○○408 番地 10 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 10,752 m² でございます。利用状況は山林、所有者及び願出人氏名 栗山町○○341 番地 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 4 所在 字○○467 番地 6 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 38 m² でございます。利用状況は山林、所有者及び願出人氏名 ○○市○○町○○223 番地 1 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 5 所在 字○○65 番地 2 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 802 m² でございます。利用状況は雑種地、所有者及び願出人氏名 栗山町字○○160 番地 2 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号6 所在 ○○1丁目98番地 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積231㎡外1筆でございます。利用状況は宅地、所有者及び願出人氏名 ○○市○○1丁目3番11号 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、先ほど、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは、採決に移ります。

それでは議案第119号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第119号については原案どおり決定いたします。

日程7 議案第120号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第120号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借1件、使用貸借5件、計6件でございます。

整理番号4使14-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○343番地 ○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○490番地 ○○○○、申出年月日は令和4年8月2日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 ○○102番地16 現況地目 畑、面積285㎡外14筆。内訳につきましては、田7筆29,702㎡、畑8筆11,650㎡、合計15筆41,352㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、契約期間 令和4年8月31日から令和4年11月30日までの3ヵ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・玉葱・小麦で、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃15-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○642番地 ○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○485番地 ○○○○、申出年月日は令和4年8月18日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 ○○487番地4の内 現況地目 畑、面積500㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和4年8月31日から令和9年11月30日までの5年3ヵ月、借賃につきましては、10aあたり畑○○○○○○円、面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男1人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 使 16-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇363 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇348 番地 5 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 8 月 8 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、〇〇346 番地 1 現況地目 田、面積 27,611 m²外 1 筆、田 1 筆 27,611 m²、畑 1 筆 6,240 m²、合計 2 筆 33,851 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 使用貸借、契約期間 令和 4 年 8 月 31 日から令和 4 年 11 月 30 日までの 3 ヶ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は、玉葱・小麦、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 250 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 使 17-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇118 番地 1 合同会社〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇133 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 8 月 22 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、〇〇134 番地 1、現況地目 畑、面積 3,213 m²外 14 筆。内訳につきましては、田 13 筆 98,404 m²、畑 2 筆 3,219.91 m²、合計 15 筆 101,623.91 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 使用貸借、契約期間 令和 4 年 8 月 31 日から令和 4 年 11 月 30 日までの 3 ヶ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は、玉葱・小麦・にんにく、構成員は男 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 250 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 使 18-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇526 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇533 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 8 月 22 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、〇〇523 番地、現況地目 田、面積 7,303 m²外 8 筆。内訳につきましては、田 6 筆 44,644 m²、畑 3 筆 4,540 m²、合計 9 筆 49,184 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 使用貸借、契約期間 令和 4 年 8 月 31 日から令和 4 年 11 月 30 日までの 3 ヶ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は、玉葱・小麦、世帯員は男 2 人、女 2 で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 250 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 使 18-2 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇519 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇533 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 8 月 22 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、〇〇498 番地、現況地目 田、面積 1,563 m²外 1 筆。全筆田でございます 2 筆合計 19,933 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 使用貸借、契約期間 令和 4 年 8 月 31 日から令和 4 年 11 月 30 日までの 3 ヶ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は、水稻・小麦、世帯員は男 2 人、女 2 で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 250 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。只今、事務局より賃貸者 1 件、使用貸借 5 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。

〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

整理番号 4 使 14-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 使 14-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 使 14-1 は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

これからは、残る 5 件について整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 4 賃 15-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 15-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 15-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 使 16-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 使 16-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 使 16-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 使 17-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 使 17-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 使 17-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 使 18-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 使 18-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 使 18-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 使 18-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 使 18-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 使 18-2 は原案どおり決定いたします。

日程 8 議案第 121 号「農地のあっせんについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 121 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。
今回の申出は 2 件でございます

番号 1 あっせん申出者 栗山町〇〇2 丁目 207 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 4 年 8 月 16 日、
申出地所在 字〇〇77 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 29,122 ㎡外 4 筆。内訳
につきましては、田 2 筆 14,775 ㎡、畑 2 筆 29,918 ㎡、池沼 1 筆 2,005 ㎡、合計 5 筆 46,698 ㎡でござ
います。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17 番 鳥村)

〇〇さんにおかれましては、現在賃貸契約を結んでいるあっせん申出地について、自身の健康上の理
由から農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方とな
るべき方といたしまして、第 1 候補に 有限会社〇〇〇〇 代表〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇
さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思
いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

全員挙手。よって番号 1 についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくお
願います。

(事務局)

番号 2 あっせん申出者 栗山町〇〇3 丁目 35 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 4 年 8 月 17 日、
申出地所在 字〇〇1247 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 870 ㎡ 1 筆でございま
す。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(6 番 山本)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得されこの度農地を売却したいということで今回の
あっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇

〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

全員挙手。よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、山本委員、田村俊彦委員よろしくをお願いします。

日程9 議案第122号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第122号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。栗山町農業委員会においても、別紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」のとおり、高い倫理観を持ち、法令遵守による公正・公平な職務遂行に努めることを決議いたします。令和4年8月30日提出、栗山町農業委員会 会長 吉田寿栄。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、令和元年度以降、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年1回以上申合せ決議の実施について対応をお願いされているところです。栗山町農業委員会においても、別紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」のとおり朗読をもって提案といたします。

『私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
 2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
- 令和4年8月30日 栗山町農業委員会』 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より、説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 122 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手。よって議案第 122 号は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

―各団体報告―

(議 長)

次期総会の日程は 9 月 29 日木曜日 午前 9 時 30 分から、現地調査につきましては 9 月 22 日木曜日 午前 9 時 30 分から 第 1 班 寺委員、川崎委員、中島委員、大島委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後 7 時 35 分 終了)